

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、上越市職員措置請求書の提出があり、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 9 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 勝 島 朝 子

上越市監査委員 武 藤 正 信

上監委第 75 号
平成 27 年 4 月 7 日

請求人
略 様

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 勝島朝子

上越市監査委員 武藤正信

上越市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 27 年 2 月 9 日付けで請求のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく上越市職員措置請求に係る監査の結果を同法第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求人

略

代理人

略

2 請求書の提出日

平成27年2月9日

3 請求の内容

本件請求の内容は、次のとおりである（名称を除き、原文のまま）。

(1) 請求の趣旨

別紙記載の上越市ガス水道局発注の本支管工事（旧上越市）において、「落札業者」欄記載の上越市ガス水道局入札参加資格業者（旧上越市本支管工事対象業者）が、予め受注調整を行うという不法行為を行い、各工事につき予定価格の3パーセントに相当する1億3092万3300円の損害を上越市に与えた件につき、上越市長が別紙「落札業者」欄記載の参加業者に対する損害賠償請求をすることを怠っているため、別紙「落札業者」欄記載の参加業者に対する損害賠償請求をするよう勧告することを求める。

(2) 請求の原因

談合の事実

ア 談合の事実

遅くとも平成18年4月から平成23年6月まで、上越市ガス水道局発注の本支管

工事（旧上越市）において、上越市ガス水道局入札参加資格業者（旧上越市本支管工事対象業者）が、予め受注調整において落札予定者を決定し、実際にそのとおり落札していた。

これらの入札は、指名入札として行われていた。

平成 18 年ころは、A 社社長・専務、B 社会長・社長が受注調整をしていた。この間、N 社は受注調整に参加したり、しなかったりした。

平成 21 年 3 月 30 日、上越管工事会館において会議が行われ、そこで従来の受注調整において特定の社に受注が集中していることへの不満がもたらされ、受注調整役の世代交代をすることが話し合われた。そして、平成 21 年 4 月からは、A 社社長及び B 社会長の指示により、A 社専務、B 社社長、C 社社長、M 社の社長、N 社の社長が調整役となった。以降、調整役 5 社で、業者別に過去の受注金額実績を参考に、旧上越市の本支管工事の年間受注金額を決定した（甲 1 の資料 4-（1））。

各工事についての受注調整の流れは以下のとおりである。上越市ガス水道局から入札指名を受けた業者は、C 社社長と A 社専務に、指名に入ったこと、過去の施工実績の有無、手持ちの工事状況等を電話で連絡する。指名がなされた数日後、C 社社長室に調整役が集まり、過去の施工実績・手持ちの工事状況・年間受注予定進捗率（C 社社長及び A 社専務のパソコンで作成していた）・各社の希望を考慮し、落札予定者を決めていた。具体的な日時は資料 4-（2）のとおりである。それでも決まらない場合には当事者同士で話をしたこともあった。

平成 23 年 5 月までは予定価格が事前公表であった。よって、落札予定者は予定価格の 95 パーセント以下の数字で応札し、それ以外の業者は予定価格の 95 パーセント以上で応札することとしていた。

平成 23 年 6 月からは予定価格が事後公表となった。そのため、落札予定者が、指名に入っているほかの業者担当者に、〇円以上で応札してくれ、〇円で応札してくれと電話連絡をする扱いとなった。その連絡のために C 社社長が配布したのが資料 4-（3）である。

平成 23 年 7 月以降、N 社は受注調整から離脱した。以降、N 社が入札指名に入った場合には N 社に落札させないため落札率が異常に低くなり、N 社が入札指名に入らなかった場合には落札率が高くなるという傾向が見られる（落札率グラフ-甲 4）。

これらの談合の事実は一時、談合に参加していた N 社の代表取締役の報告（甲 1）及び平成 21 年 3 月 30 日に上越管工事会館で行われた会議の録音（甲 2）により明らかである。

イ 談合に参加した事業者中、損害賠償請求の対象となるべき事業者

談合に参加した事業者・関与者は、以下のとおりである。

- ・ A 社・代表取締役、専務取締役
- ・ B 社・会長、代表取締役
- ・ C 社・代表取締役
- ・ D 社・〇〇、〇〇

- ・ E社・代表取締役社長、〇〇
- ・ F社・所長
- ・ G社
- ・ H社
- ・ I社
- ・ J社・取締役営業部長
- ・ K社・代表取締役
- ・ L社・〇〇、〇〇

ウ 損害額

平成 26 年 3 月以降からガス水道本支管工事については指名競争入札から一般競争入札に制度変更された。

その結果、従来の指名競争入札を前提とする受注調整は著しく困難になったと考えられる。そして、制度変更後の平成 26 年 3 月から 8 月までの落札率は、平成 25 年 4 月から 12 月の指名競争入札時の落札率より 3.24 ポイント低くなった（建設企業常任委員会資料-甲 3）。

ここから、上記受注調整により、予定価格の少なくとも 3 パーセントの損害が上越市に発生したと考えられる。

別紙によると、平成 18 年度の予定価格計は 5654 万円、平成 19 年度の予定価格計は 4 億 3668 万円、甲 1 提出資料 4- (4) によると、平成 21 年度の予定価格計は 18 億 8959 万円、平成 22 年度の予定価格計は 15 億 1850 万円である。平成 23 年度の N 社が受注調整を止めるまでの予定価格計は 4 億 6280 万円である。以上合計 43 億 6411 万円の 3 パーセントである 1 億 3092 万 3300 円が受注調整による損害額である。

エ よって、請求の趣旨記載の勧告を求める。

事実証明書

- 甲 1 報告書（N社）
- 甲 2 会議録音
- 甲 3 建設企業常任委員会資料
- 甲 4 落札率グラフ

付属書類

- 1 委任状 12 通

請求書内の別紙①から⑤及び事実を証明する書面並びに委任状については、本監査結果では添付を省略する。

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は法定要件を満たしているものと認め、平成27年2月13日付けで受理した。

2 請求書の補正及び追加

平成27年3月16日付け（平成27年3月17日受付）で請求書の差し替えがあり、以下のとおり書面の補正及び追加がされた。

(1) 補正内容

「3パーセントに相当する1億5235万4100円の損害」を

「3パーセントに相当する1億3092万3300円の損害」に訂正

（上越市職員措置請求書1ページ 請求の趣旨4行目）

「2談合に参加した事業者」を

「2談合に参加した事業者中、損害賠償請求の対象となるべき事業者」に訂正

（同3ページ 2談合に参加した事業者中、損害賠償請求の対象となるべき事業者）

「M社・代表取締役」を削除

（同3ページ 2談合に参加した事業者中、損害賠償請求の対象となるべき事業者中）

「平成19年度の予定価格計は1億5941万円」を

「平成18年度の予定価格計は5654万円」に訂正

（同3ページ 3損害額9行目）

「平成20年度の予定価格計は5億4746万円」を

「平成19年度の予定価格計は4億3668万円」に訂正

（同3ページ 3損害額9～10行目）

「平成21年度の予定価格計は20億8744万円」を

「平成21年度の予定価格計は18億8959万円」に訂正

（同3ページ 3損害額11行目）

「平成22年度の予定価格計は17億6422万円」を

「平成22年度の予定価格計は15億1850万円」に訂正

（同3ページ 3損害額11～12行目）

「平成23年度のN社が受注調整を止めるまでの予定価格計は5億1994万円」を

「平成23年度のN社が受注調整を止めるまでの予定価格計は4億6280万円」に訂正

（同3ページ 3損害額12～13行目）

「以上合計 50 億 7847 円の 3 パーセントである 1 億 5235 万 4100 円が」を
「以上合計 43 億 6411 万円の 3 パーセントである 1 億 3092 万 3300 円が」に訂正
(同 3 ページ 3 損害額 13～14 行目)

(2) 追加内容

別紙 平成 18 年度 (別紙①)、平成 19 年度 (別紙②)、平成 21 年度 (甲 1 4- (4))、
平成 22 年度 (甲 1 4- (4))、平成 23 年度 (6/30 まで) (甲 1 4- (4))

3 監査対象事項

請求書、陳述及び提出された資料から、監査対象事項は、上越市ガス水道局発注本支
管工事に係る入札において事前に受注調整という不法行為が行われており、上越市は損
害を被っているにもかかわらず、市長は損害賠償請求権の行使を怠っているという財産
の管理を怠っている事実とし、次の点について監査を行うこととした。

- (1) 入札において談合 (受注調整) がなされたかについて
- (2) 市は損害を被ったかについて
- (3) 市長は違法又は不当に財産の管理 (損害賠償請求) を怠っているかについて

4 監査対象部署

上越市ガス水道局総務課

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

(1) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 14 日に新たな証拠の提出及び陳
述の機会を設け、関係職員を立ち会わせた。陳述には請求人 10 名及び代理人 1 名が出
席し、次のとおり請求の趣旨について補足説明があった。

(2) 陳述の要旨

[代理人]

談合を肯定するような証拠と否定するような証拠をきちんと検証し、どっちの事実
が本当なのか、検証するのが監査委員の仕事であり、信用性を評価し事実認定するこ
とが求められている。

監査で却下とか、そういう結論であれば、住民訴訟ということになり、裁判所が事実
認定をする場合、一つは、具体的な供述があるかどうか。二つ目は、嘘をつく動機、本
当のことを言う動機があるかどうか。三つ目、これは客観証拠と符合しているかど
うかで、主にこの 3 点を考慮している。

今回の件については、アンケートがされているが、アンケートで談合を認めていない
業者がいたとしても、それは本当に信用できるかできないか、それをきちんと検証す
ることが求められている。

一つ目の具体的な供述がなされているかどうかは、甲第 1 号証に詳細な事実が記載

されている。特に重要なのが、いつ何年何月何日の入札のための受注調整がされていたということまで書かれている。個別の談合について、日時まで明らかになるというのは、本当に稀である。これだけ証拠が揃っている談合事件というのはまずない。

二つ目、嘘をつく動機があるか、本当のことをいう動機があるかどうかである。自分たちは談合には関わっていない、あるいは知らない、そういう答えをしているが、彼らからしたら、談合を認めたら不利になる、入札から外される可能性もある、課徴金を命じられることもある、損害賠償の対象になるかもしれないから、業者には嘘をつく動機がある。談合があったと申告している 2 つの業者に、嘘をついてまで談合があったという動機は全くない。正に談合があったからとしか考えられない。刑法上の談合罪を免れる訳じゃないし、損害賠償の対象にならない訳ではないため、全くリスクがない訳ではない。

三つ目は客観証拠。談合を告発した業者が、いろいろ資料を提出したが、実際に談合をしたのでなければ、到底供述し得ないような具体的な迫真性のある供述がされている。談合があったと言っている業者には、ないのに談合があったと言ったような動機が全くない。客観的な証拠と談合があったという供述が完全に符合している。これだけの事実があって、裁判所が談合の事実を認定しないというのはまずない。監査委員には、適切な事実認定をしてもらいたい。

〔請求人 1〕

監査請求のポイントは、本支管工事に受注調整が認められ、損害賠償が妥当であり、ガス水道局の職員がそのための適切な対応をしてきたのか、という点にある。

公文書に関する調査結果からも談合の事実は明白で、予定価格を事前公表していた時期の落札率 95%以下とその他業者の対応 95%以上との指摘は全くそのとおりだ。予定価格が、市長部局と同様に、5,000 万円以上が制限付き一般競争入札であり、すべてが指名競争入札で一般競争入札はなかった。

不法な事実について、1 点目は、予定価格に対する最低制限価格の割合がほとんど 76 から 79%である。2 点目、落札率は、ほとんどが 92 から 94%、一番多いのが 93 から 94%である。3 点目、制限価格が設定されていない場合、多少安価でも入札すれば、確実に入札できるにもかかわらず、一度もそうした入札がないのは、極めて不可解である。4 点目、制限価格以下の応札が一回もない。1 回の入札ですべて落札している。最低制限価格の落札は、労務費の支払や会社経営上の支障とならないかとの入札監視委員時代の私の質問に対して、当時の契約課長やガス水道局総務課長の発言は、「企業が継続して活動できるように設定してあり、問題はない」、「落札率が低ければよいと個人的に考えている」と答弁している。1 社のみが 92 から 94%台で応札している状態は、受注調整、談合が事実行われたということは、誰が考えても事実である。

2 点目、制限価格率と落札率の異様な乖離について、制限価格率は 79%ぐらいが一番上で、落札率は 94%、その差 16%前後である。

3 点目、制限価格率と予定価格率の大幅な乖離について、損害賠償だけでなく、職員の責任問題、入札・契約制度の抜本的な改革が強く求められている。一般競争入札が

5,000万円以上からで、ガス水道局には該当事案がないため、指名競争入札がほとんどの実態を放置してきた点は、厳しく問われる必要がある。

2番目は、不落随契という契約形態で応札した業者と随意契約、一対一で、もうちょっと安くならんかね、そういう形で交渉しその場で決めている。これは究極の談合契約だ。不落随契の価格は98%がほとんどで100%というのものもある。落札率は一位不動の原則と言って、最低で応札した人は、最後の3回目まで最低で応札している。

4点目、予定価格をオーバーしている入札案件が異常に増えた。受注調整を止めようという業者が参加した入札は、制限価格に近い価格で落札されている場合が多い。次に、受注調整を止めようとしない業者のみの入札では、高落札率で、1回の入札で決まっている。

最後に、各地域の地裁判決は、通常、自由競争における入札で、予定価格に近い落札率、近年の判例まで入れると90から97%の場合は、特段の事情がない限り談合という背景事情の存在が事実上推定される、という判例が判例法として確定し談合の基準が確定してきた。ガス水道局は、長期の高落札の実態について、判例で示す談合状態を容認し、事実上の談合状態を作り出す指名競争入札といった契約方法を長期間採用し続けてきたことは、発注官庁として結果回避義務違反行為である。発注方法が、平成26年3月より指名競争入札の発注方法を見直し、より競争性を高め、談合等の不正行為の防止効果が高い方法に改め、130万円以上の工事を制限付き一般競争入札に変えるのみならず、工事内訳書の提出や入札に参加できる条件、ランク付け、地域要件等の緩和を行った。

[請求人2]

談合疑惑問題を市議会で取り上げたのは、直接的にはガス水道局所管の本支管工事の入札がこれでいいのかとの業者からの要請が契機だ。一昨年の12月の私の一般質問では、平成23年度から25年度の9月までの入札結果データから、落札率は、23年度、24年度、25年度も平均落札率は93%から94%で非常に高い。

一位不動について、事前に話も何もない中で、札を入れた場合に、同じ一番安い価格を入れた業者が、3回連続して安くなる、数学の確立の理論から言ってもあり得ない。こういう状況が度々発生した。平成24年度では、市長部局発注の一位不動は86.9%で、ガス水道局は100%だ。平成25年度は、平均落札率でも一位不動でも高率だ。行政側は、基本的に現行の制度の中で適切な契約関係の業務が執行されていると見ている。企業の受注意欲の表れと企業努力の積み重ねの結果だと、答えているが、企業努力とか受注意欲の表れで説明しきれない事実がたくさん出ている。

官製談合の可能性が高いという指摘もした。ガス水道局の発注側が絡んだ談合であったかどうか官製談合であったかどうかについても、調べている。第三者機関が入って調査した結果ではないから仕方ないのかもしれないが、官製談合はないと結論づけている。第三者的な立場でその視点で調査をお願いしたい。

6 関係職員の事情聴取

平成 27 年 3 月 17 日に、監査対象部署の上越市ガス水道局局長、次長、総務課課長及び副課長から事情聴取を行った。

- (1) 請求人の主張（不法行為があり、市に損害を与えているが、損害賠償請求を怠っている）について

請求人による請求の原因欄で、「上越市ガス水道局入札参加資格業者が、予め受注調整において落札予定者を決定し、実際にそのとおりに落札していた」、「A 社社長・専務、B 社会長・社長が受注調整をしていた」、「以降、調整役 5 社で、業者別に過去の受注金額実績を参考に、旧上越市の本支管工事の年間受注金額を決定した」、「各社の希望を考慮し、落札予定者を決めていた」との記述があるが、委員会（「談合情報等調査委員会」以下同）の調査ではいずれも否定するなど、調査結果とは異なっている。

提供された文書類について、「記載された落札率の傾向は談合を認めた者の発言と符合していることから、記載事項が事実無根であるとすることはできない。しかし、入札結果は公表されており、それを分析することで、後に理由付けが可能であること、及び、調整役とされる人物の存在、業者間で行っていたとされる入札に関する電話連絡、調整役とされる人物が、談合のために集まったとされる日時、予定価格の 95% 以下で落札することがルールであったこと等は、談合があったとしている 2 社からその裏付けとなる客観的な証拠の提示がなかったこと、及び 2 社以外の 21 社が否定又は知らない、分からないとしているため、事実を確認できなかった。」とし、委員会では、談合の有無を判断することはできないとした。

録音データについては、談合を疑わせる発言がされていること、及び、談合を否定した 5 社 5 名から、当該発言が談合ではないことを明解に説明する回答がなされなかったことから、委員会では、「談合の存在の疑いはある」と判断した。

この調査結果から、上越市ガス水道局談合情報等対応事務処理要領に基づく、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 10 条の規定による公正取引委員会に対する通知の適否に関し審議を行い、「文書類に関する調査結果等から、談合の有無は判断できないが、録音データ 1 に関する調査結果には、談合の存在を疑う発言があることから、公正取引委員会へ通知することが適当」との結論に至り、平成 26 年 2 月に強制捜査権を持つ公正取引委員会へ通知を行った。

当局としては、早期の真相究明を願っているものの公正取引委員会の措置が確定していない現段階においては、請求人が主張している不法行為があったかどうかについては特定されておらず、市に損害を与えているかどうかについても、不明である。

公正取引委員会による排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされた時点又は審決が確定した段階、又は公訴提起のあった時点で、損害賠償請求権を行使することが適当と判断している。

(2) 請求人が求める措置の内容について

公正取引委員会の調査によって、談合の事実が解明、特定され、その結果に基づいて排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされた時点又は審決が確定した段階、又は公訴提起のあった時点で、損害賠償請求権を行使することが適当であり、損害賠償請求を怠っているものでない。

第3 上越市ガス水道局による調査の検証について

上越市ガス水道局にガス水道本支管工事の入札における談合情報が提供され、談合情報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）でどのように調査を行い、分析及び評価をしたかについて検証した。

1 上越市ガス水道局による調査内容

(1) 経緯

平成 25 年 12 月 16 日、上越市議会 12 月定例会において〇議員が一般質問を行い、ガス水道局発注の合併前の上越市におけるガス水道本支管工事の談合疑惑について指摘し、翌 17 日にガス水道局へ談合情報資料を提供した。同日、同議員団は市役所において記者会見を行い、ガス水道局へ提供した資料はN社が平成 24 年 2 月に公正取引委員会へ提出したものであること、同社の他に、M社も同時期に公正取引委員会へ談合に関する文書を提出していたことを明らかにした。

平成 25 年 12 月 19 日、ガス水道局は上越市ガス水道局談合情報等対応事務処理要領（以下「処理要領」という。）に基づき、調査委員会を設置し、提供された情報を「調査すべき情報」とし、事実確認調査を行うこととした。

平成 25 年 12 月 24 日に開催された上越市議会建設企業常任委員協議会で〇議員より新たな談合情報資料として録音データ（以下「録音データ 1」という。）の存在が明らかにされ、同日、同議員からガス水道局へ提供された。

平成 26 年 1 月 30 日、同議員より新たな談合情報資料として別の録音データ（以下「録音データ 2」という。）がガス水道局へ提供された。

調査委員会は、平成 25 年 12 月 24 日までに提供された談合情報資料を基に、翌 25 日から関係事業者の聴き取り調査を開始し、平成 26 年 1 月 16 日に終了した。

また、録音データ 2 の事実確認のための聴き取り調査を平成 26 年 2 月 5 日及び同月 7 日に行ったほか、平成 25 年 12 月 24 日に提供された録音データ 1 の会議出席者等に対する再度の聴き取り調査を平成 26 年 2 月 7 日に行った。

以上の調査及び調査結果の分析並びに評価について審議した結果を平成 26 年 2 月 14 日に公正取引委員会通知依頼書等とともに市長に報告した。

(2) 提供された情報

ア 平成 25 年 12 月 17 日に〇議員から提供された情報

文書・資料名	説明
本文	N社代表取締役が公正取引委員会へ提出したとする文書
提出資料 4- (1)	調整役とされる人物が作成したとする平成 21、22、23 年度受注金額達成率表
提出資料 4- (2)	平成 22 年 1 月から平成 23 年 6 月の間に調整役とされる人物が集まった日時、場所等の一覧
提出資料 4- (3)	ガス水道本支管工事業者 23 社の社名、電話番号等が記載された表
提出資料 4- (4)	平成 21 年 4 月から平成 24 年 1 月まで間の合併前の上越市におけるガス水道本支管工事の落札業者、予定価格、落札価格、落札率等が記載された入札結果一覧
提出資料 4- (5)	平成 18 年 4 月から平成 23 年 6 月の間に談合に参加したとされる事業者名の一覧

イ 平成 25 年 12 月 24 日に〇議員から提供された情報

資料名	説明
録音データ 1	N社前代表取締役が録音した、平成 21 年 3 月 30 日に上越管工工会館で行われたとされる会議の録音データ

ウ 平成 26 年 1 月 30 日に〇議員から提供された情報

資料名	説明
録音データ 2	N社前代表取締役が録音した、平成 21 年 3 月 30 日に行われたとされる面談の録音データ

(3) 調査委員会について

ガス水道局では、ガス水道局が発注する工事、業務委託及び物品購入の入札の執行に当たり、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 11 条各号のいずれかに該当する不正行為に関する情報（以下「不正行為情報」という。）があった場合の処理要領を定めている。

処理要領第 3 条の規定では、談合情報等に関する対応方針について審議するため調査委員会を設置すること、調査委員会の構成は上越市ガス水道局競争入札参加資格審査委員会の委員長及び委員をもって充てるとし、委員は、局長、次長を始め、総務課長ほか 4 名の各課長となっている。

(4) 談合情報の調査

処理要領第 6 条の規定には、「調査委員会の委員長は、総務課長から談合情報の提供についての報告があったときは、速やかに調査委員会を招集し、談合情報への対応に関し以下の事項について審議する」ものとしている。

ア 事情聴取その他の調査の必要性

イ 調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項

- ・ 調査の実施時期

- ・ 入札期日の延期（入札開始時刻の変更を含む。）の必要性
- ・ 調査の方法

処理要領第 7 条第 3 項の規定では、調査は入札執行後に談合情報の提供があった場合で、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、速やかに行うものとしている。

- ア 談合情報において、対象工事等が特定されているとき。
- イ 談合情報において、次の事項のいずれもが含まれているとき。
 - ・ 談合に関与した業者の名称
 - ・ 談合が行われた日時、場所その他具体的な談合方法
 - ・ その他談合に参加した者以外が知り得ない事項

(5) 調査結果の報告

処理要領第 8 条第 3 項の規定では、調査委員会の審議の結果を速やかに管理者に報告するものとしている。

(6) 公正取引委員会への通知

処理要領第 10 条の規定では、調査委員会は公正取引委員会に対する通知の適否について審議するものとし、通知することが適当であると認められたときは、委員長は公正取引委員会通知依頼書に談合情報報告書兼対応書及び事情聴取書の写しを添え、管理者へ提出するものとしている。

(7) 調査委員会の設置及び審議記録等

- | | |
|-------------------|--|
| 平成 25 年 12 月 19 日 | 調査委員会設置
文書類の取扱いについて審議し、調査すべき情報とした。 |
| 平成 25 年 12 月 24 日 | 録音データ 1 の取扱いについて審議し、調査すべき情報とした。 |
| 平成 26 年 1 月 27 日 | 談合情報に係る聴き取り調査結果について審議し、調査を総括した。 |
| 平成 26 年 2 月 3 日 | 一政党からの申出について審議し、申出に基づく追加調査を行わないことと決定した。
録音データ 2 の取扱いについて審議し、調査すべき情報とした。 |
| 平成 26 年 2 月 5 日 | 録音データ 1 について審議し、再調査することを決定した。 |
| 平成 26 年 2 月 10 日 | 文書類、録音データ 1 及び録音データ 2 の調査結果を審議し、「公正取引委員会へ通知が適当」と決定した。 |
| 平成 26 年 2 月 14 日 | 調査結果を市長に報告、併せて公正取引委員会通知依頼書及び調査結果報告書等を市長に提出した。 |

(8) 調査委員会による調査結果

ア 文書類に関する聴き取り調査結果

対象 文書類に記載されたガス水道本支管工事入札参加業者Aランク 14社、B
ランク 9社の計 23社 55名

調査項目	結果		
	肯定 (推測を含む)	否定 (推測を含む)	分からない 知らない
平成 18 年 4 月から平成 23 年 6 月の談 合の有無	2 社 5 名	15 社 21 名	17 社 29 名
Aランク 14 者の談合への関与	2 社 5 名	13 社 18 名	17 社 32 名
談合の調整役の存在	2 社 5 名	7 社 8 名	21 社 42 名
予定価格事前公表時に予定価格の 95% 未満を落札者とする業者間のルール	2 社 5 名	13 社 17 名	19 社 33 名
入札に関する本支管業者間の電話連絡	2 社 4 名	19 社 26 名	18 社 25 名
年間受注予定金額の策定	2 社 3 名	10 社 12 名	21 社 40 名
現在の談合の有無	2 社 5 名	18 社 29 名	14 社 21 名

イ 録音データ 1 に関する聴き取り調査結果

対象 談合に参加したと推定される事業者 7 社 7 名 (うち 1 社 1 名はアの調査
時に聴き取り済み)

質問項目	回答
会議への参加 (対象 7 社 7 名)	出席していた (3 社 3 名) 出席したと思う (2 社 2 名) 記憶にない (2 社 2 名)
録音データの声 (対象 5 社 5 名 : 注)	私の声 (3 社 3 名) 私の声かもしれない (1 社 1 名) 私の声だろう (1 社 1 名)
会議の目的 (対象 5 社 5 名 : 注)	調整役の交代 (2 社 2 名) 談合のためではない (1 社 1 名) 業者間で切磋琢磨し資質向上をはかる (1 社 1 名) 憶えていない (1 社 1 名)

注 : 会議への参加を「記憶にない」とした 2 社 2 名を除く。

ウ 録音データ1に関する2回目の聴き取り調査結果

対象 録音データ1から談合に参加したと推定される7社7名のうち、6社6名

質問項目	回答
会議への参加 (対象6社6名)	出席していた (3社3名) 出席したと思う (1社1名) わからない・記憶にない (2社2名)
録音データの声 (対象1社1名)	私の声 (1社1名)
会議の目的 (対象6社6名)	なるべく皆に仕事が回るようにという話であったのに、特定の2社が集中して受注しているため、本心を聞くために集まった (1社1名) 新年度に向けてやり方を変更してほしい、今年は全然仕事がとれなかったということではないか(1社1名) 業界内で切磋琢磨し資質向上をはかる (1社1名) わからない (3社3名)
※談合を疑わせる発言「談合その他全部悪い・・・」(対象5社5名)	談合という感覚はなかった (1社1名) わからない、記憶にない (3社3名) 意味が判然としない回答 (1社1名)
※談合を疑わせる発言「一本ずつ分け与えるよ・・・」(対象5社5名)	談合の話ではない (1社1名) 1社で全て受注しないようにするという事ではないか (1社1名) わからない (3社3名)
※談合を疑わせる発言「誰が欲しいって言ったの」(対象5社5名)	とりまとめ役がいたということではないか(1社1名) わからない、記憶にない (4社4名)
※談合を疑わせる発言「3か月ごとに会って・・・調整の中に盛り込む・・・」(対象5社5名)	世代交代 (1社1名) 手が空いている業者で集まってお互いに考えるということではないか (1社1名) わからない (3社3名)

※は、調査対象6社6名のうち、談合を肯定した1社1名を除く。

エ 録音データ2に関する聴き取り調査結果

対象 録音データ2から談合に参加したと推定される事業者3社3名

質問項目	回答
面談への参加 (対象3社3名)	参加していた (2社2名) 参加していたのかなとは思っただけで、記憶にない (1社1名)
録音データの声 (対象2社2名)	私の声 (1社1名) 私の声かと思う (1社1名)
面談の目的 (対象3社3名)	特定の2社に受注が集中しているため、みんなも困るという話の中で集まった (1社1名) 午後の会議で特定2社に受注が集中しているという話をするので、その前に話をしておきたいということではないか (1社1名) わからない (1社1名)

オ 結論

文書類及び録音データ 1・2 の聴き取り調査の結果、調査委員会は本件について、「文書類に関する調査結果等から、談合の有無は判断できないが、録音データ 1 に関する調査結果には、談合の存在を疑う発言があることから、公正取引委員会へ通知することが適当」とした。

2 検証結果

ガス水道局は、談合情報が提供されたことに伴い、処理要領に基づき直ちに局長を委員長とする調査委員会を設置し、談合情報に関する対応について審議した。そして、談合情報の事実関係を調査すべきであると決定した。また、新たな談合情報が提供された場合においても、同様に決定し調査に着手した。

調査は、提供された資料の分析並びに関係事業者に対する談合への関与等についての聴き取りの分析及び評価となっている。

○議員から提供された書面に係る事実関係の調査において、平成 18 年度から平成 23 年 5 月までの調査対象本支管工事 754 件、平成 23 年 7 月から平成 25 年 11 月までの調査対象本支管工事 353 件の落札率を調査しているが、当職において全件検証した結果、調査委員会が行った結果と同様となった。

また、調査委員会が行った文書類の聴き取り記録及び録音データ 1・2 の聴き取り記録について、当職において改めて録音データ 1・2 を聴き取るとともに、それぞれの調査記録を検証した結果、調査結果に適正に反映されていることを確認した。

以上、調査委員会による調査結果報告書は、適切な事実関係の分析及び評価の上、作成されていると判断した。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求書の趣旨、請求人及び代理人の陳述、提出された事実証明書、関係職員の事情聴取及び提出された資料並びに調査委員会による調査結果の検証等に基づき、次のとおり事実関係を確認した。

(1) 受注調整について

請求書 1 ページ「1 談合の事実」には、「平成 18 年 4 月から平成 23 年 6 月まで、上越市ガス水道局発注の本支管工事（旧上越市）において、上越市ガス水道局入札参加資格業者（旧上越市本支管工事対象業者）が、予め受注調整において落札予定者を決定し、実際にそのとおり落札していた。」とあることから、調査委員会の調査結果を確認したところ、ガス水道本支管工事入札参加業者 23 社（事実証明書 甲第 1 号証 提出資料 4-（3）記載の業者）55 名のうち、受注調整（談合）を認めたものは 2 社 5 名であり、15 社 21 名が否定し、17 社 29 名が分からない・知らないとしていた。

(2) 調整役について

請求書 1～2 ページ「1 談合の事実」には、「平成 18 年ころは、A 社社長・専務、B 社会長・社長が受注調整をしていた。」「平成 21 年 4 月からは、A 社社長及び B 社会長の指示により、A 社専務、B 社社長、C 社社長、M 社の社長、N 社の社長が調整役となった。」とあることから、調査委員会の調査結果を確認したところ、ガス水道本支管工事入札参加業者 23 社（事実証明書 甲第 1 号証 提出資料 4-（3）記載の業者）55 名のうち、調整役の存在を認めたものは 2 社 5 名であり、7 社 8 名が否定し、21 社 42 名が分からない・知らないとしていた。

(3) 年間受注金額の決定について

請求書 2 ページ「1 談合の事実」には、「調整役 5 社で、業者別に過去の受注金額実績を参考に、旧上越市の本支管工事の年間受注金額を決定した（甲 1 の資料 4-（1）。）」とあることから、調査委員会の調査結果を確認したところ、ガス水道本支管工事入札参加業者 23 社（事実証明書 甲第 1 号証 提出資料 4-（3）記載の業者）55 名のうち、年間受注金額の決定を認めたものは 2 社 3 名であり、10 社 12 名が否定し、21 社 40 名が分からない・知らないとしていた。

(4) 調整役の会合について

請求書 2 ページ「1 談合の事実」には、「各工事についての受注調整の流れは以下のとおりである。上越市ガス水道局から入札指名を受けた業者は、C 社社長と A 社専務に、指名に入ったこと、過去の施工実績の有無、手持ちの工事状況等を電話で連絡する。指名がなされた数日後、C 社社長室に調整役が集まり、過去の施工実績・手持ちの工事状況・年間受注予定進捗率（C 社社長及び A 社専務のパソコンで作成していた）・各社の希望を考慮し、落札予定者を決めていた。具体的な日時は資料 4-（2）のとおりである。」とあることから、事前に落札者を決定するための話し合いがあったかどうかについて、調査委員会の調査結果を確認したところ、ガス水道本支管工事入札参加業者 23 社（事実証明書 甲第 1 号証 提出資料 4-（3）記載の業者）の回答は次の表のとおりであった。

なお、調査委員会では、入札案件ごとに話し合いの有無を照会した結果を、以下の四つの期間に分けてまとめている。

- ① 平成 18 年 4 月（文書類で談合が開始されたとされる時期）から平成 21 年 3 月（23 社のうち 2 社が談合の調整役となっていたとされる時期）まで
- ② 平成 21 年 4 月（文書類で 23 社のうち 5 社が談合の調整役となったとされる時期）から平成 23 年 5 月（予定価格が事前公表であった時期）まで
- ③ 平成 23 年 6 月（予定価格が事後公表となった時期）
- ④ 平成 23 年 7 月（平成 23 年 7 月以降 23 社のうち 2 社は談合に加わっていないとされる）から平成 25 年 11 月まで

【各期間中の当該工事の入札に関し、事前に落札者を決定するための話し合いの有無】

時 期	結 果			
	ある	ない	知らない	不明
①平成 18 年 4 月から平成 21 年 3 月まで (対象 22 社：注 1)	1 社 (注 2)	19 社	1 社	1 社
②平成 21 年 4 月から平成 23 年 5 月まで (対象 23 社)	2 社	20 社	1 社	—
③平成 23 年 6 月 (対象 23 社)	2 社	20 社	1 社	—
④平成 23 年 7 月から平成 25 年 11 月まで (対象 23 社)	—	22 社	1 社	—

注 1：23 社のうち 1 社は平成 23 年度からの指名対象であるため

注 2：「平成 18 年 4 月から 5 月、平成 19 年 9 月 12 日から 11 月 20 日以外ではあった。」とする回答

(5) 応札の取り決めについて

請求書 2 ページ「1 談合の事実」には、「平成 23 年 5 月までは予定価格が事前公表であった。よって、落札予定者は予定価格の 95 パーセント以下の数字で応札し、それ以外の業者は予定価格の 95 パーセント以上で応札することとしていた。」とあることから、事実関係の確認をした。

平成 18 年度から平成 23 年 5 月までの調査対象のガス水道本支管工事 754 件全ての落札率を検証した結果、次のとおりとなった。

なお、結果は調査委員会が行った調査結果と同様であった。

(単位:件、%)

年度	件数	うち、落札率が 95%以下		二番札の予定価格に対する応札額が 95%以上	
		件数	割合	件数	割合
平成 18 年度	147	134	91.2	144	98.0
平成 19 年度	140	137	97.9	118	84.3
平成 20 年度	151	148	98.0	150	99.3
平成 21 年度	142	141	99.3	141	99.3
平成 22 年度	146	146	100.0	146	100.0
平成 23 年度 5 月まで	28	28	100.0	28	100.0
計	754	734	97.3	727	96.4

(6) 電話連絡網について

請求書 2 ページ「1 談合の事実」には、「平成 23 年 6 月からは予定価格が事後公表となった。そのため、落札予定者が、指名に入っているほかの業者担当者に、〇円以上で応札してくれ、〇円で応札してくれと電話連絡をする扱いとなった。その連絡のために C 社社長が配布したのが資料 4- (3) である。」とあることから、調査委員会の調査結果を確認したところ、ガス水道本支管工事入札参加業者 23 社 (事実証明書 甲第 1 号証 提出資料 4- (3) 記載の業者) 55 名のうち、電話連絡があったとしたのは 2 社 4 名で、19 社 26 名が否定、18 社 25 名が分からない、知らないとしている。

(7) 落札率について

請求書 2 ページ「1 談合の事実」には、「平成 23 年 7 月以降、N 社は受注調整から離脱した。以降、N 社が入札指名に入った場合には N 社に落札させないため落札率が異常に低くなり、N 社が入札指名に入らなかった場合には落札率が高くなるという傾向が見られる（落札率グラフ-甲 4）」とあることから、事実関係の確認をした。

なお、請求書とともに平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度のガス水道本支管 A ランク工事落札率、制限価格率を示していると思われる事実証明書「甲第 4 号証の 1 から 4 落札率グラフ」が提出されているが、入札工事名が特定できないことから、N 社が受注調整から離脱したとされる平成 23 年 7 月から平成 25 年 11 月までのガス水道本支管工事 353 件の全ての落札率を検証した。

その結果、次のとおりとなった。

なお、結果は調査委員会が行った調査結果と同様であった。

(単位:件、%)

工事 ランク等	入札 年度	平成 23 年度 (平成 23 年 7 月から)			平成 24 年度			平成 25 年度 (平成 25 年 11 月まで)		
		N 社指名		計	N 社指名		計	N 社指名		計
		あり	なし		あり	なし		あり	なし	
A	件 数	21	21	42	15	37	52	40	15	55
	平 均 落 札 率	92.4	97.1	94.8	90.1	94.5	93.3	90.8	97.2	92.5
A B	件 数	11	25	36	9	32	41	19	18	37
	平 均 落 札 率	93.1	93.9	93.7	92.6	95.3	94.7	90.4	96.1	93.2
B	件 数	0	26	26	0	29	29	0	35	35
	平 均 落 札 率	—	96.9	96.9	—	96.7	96.7	—	96.8	96.8
計	件 数	32	72	104	24	98	122	59	68	127
	平 均 落 札 率	92.6	95.9	94.9	91.1	95.4	94.6	90.7	96.7	93.9

注：N 社は A ランク業者であるため、B ランク工事の指名実績はない。

(8) 請求書別紙①～⑤について

請求書に添付されている別紙①～⑤（公共事業入札一覧表 平成 18 年度、公共事業・工事入札一覧表 平成 19 年度、表題なし 平成 21 年度、表題なし 平成 22 年度、表題なし 平成 23 年度）及び追加された別紙 平成 18 年度（別紙①）、平成 19 年度（別紙②）、平成 21 年度（甲 1 4-（4））、平成 22 年度（甲 1 4-（4））、平成 23 年度（6/30 まで）（甲 1 4-（4））に記載されている 222 件について、ガス水道局が公表している入札結果と照合した。

その結果、平成 21 年度において、本支管工事ではない建設工事 1 件（予定価格 40,290,000 円）が含まれ、また、予定価格が相違しているもの 3 件（正 38,480,000 円 誤 38,800,000 円、正 10,680,000 円 誤 10,800,000 円、正 47,500,000 円 誤 4,750,000 円）、落札業者名が相違しているもの 2 件（予定価格 37,870,000 円 正 G 社 誤 D

社、予定価格 29,100,000 円 正 D社 誤 G社)、平成 22 年度において、予定価格が相違しているもの 2 件 (正 19,990,000 円 誤 19,900,000 円、正 18,480,000 円 誤 18,400,000 円)、落札業者名が相違しているもの 1 件 (予定価格 11,970,000 円 正 B社 誤 E社) が確認された。

また、請求人は、損害賠償額の積算根拠として、平成 18 年度、19 年度、21 年度、22 年度、23 年 4 月から 6 月の合計 222 件の入札案件の予定価格の計を用いているが、入札結果を確認したところ、当該 222 件のうち、請求書に記載されている談合に参加したとされる業者のうち損害賠償請求の対象とされる 12 社と、公正取引委員会へ談合に関する通知を行った 2 社の計 14 社だけが参加した入札は 140 件であった。さらに、電話連絡網 (事実証明書 甲第 1 号証 提出資料 4-(3)) に記載された 23 社以内で行われた入札は 177 件であり、上記 222 件のうち残り 45 件が 23 社以外も参加した入札となっている (年度別内訳は次の表のとおり)。

(単位:件)

年 度	23 社以内 による入札	うち 14 社以内 による入札	23 社以外も 参加した入札	計
平成 18 年度	0	0	8	8
平成 19 年度	6	5	15	21
平成 21 年度	74	65	13	87
平成 22 年度	72	54	9	81
平成 23 年度 (6 月まで)	25	16	0	25
計	177	140	45	222

(9) 事実証明書 甲第 1 号証 報告書について (N社)

当該報告書は、〇議員が談合情報資料としてガス水道局に提出した、N社代表取締役が公正取引委員会へ提出したとする課徴金減免申請書の写しと同一のものであり、また、ガス水道局から提出された資料において、公正取引委員会からN社代表取締役へ送付された、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 及び課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則 (平成 17 年公正取引委員会規則第 7 号) 第 2 条の規定に基づく通知書の写しが確認されたこと、さらに、調査委員会におけるN社代表取締役への聴き取り調査においてもN社代表取締役が公正取引委員会へ提出した文書であると認めていることが確認できることから、公正取引委員会へ提出した課徴金減免申請書の写しであることを確認した。

(10) 事実証明書 甲第 2 号証 会議録音データについて

ガス水道局に提出された談合情報資料である平成 21 年 3 月 30 日に上越管工事会館で行われたとされる会議録音データ 1 は、調査委員会において文字データに書きおこしたものと同様であった。また、調査委員会が実施したN社代表取締役に対する聴き取り調査結果からも同様であることを確認した。

(11) ガス水道本支管工事に係る入札制度について

ア 入札参加者の指名について

本件請求の期間である平成 18 年 4 月から平成 23 年 6 月までの間は、上越市ガス水道事業会計規程及び上越市ガス水道局制限付き一般競争入札実施要綱の規定に基づき、予定価格が 130 万円超 5,000 万円未満のガス水道本支管工事については、指名競争入札により落札業者を決定していた。

指名業者選定に当たっては、予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の入札では、上越市ガス水道局競争入札参加資格審査委員会の答申を受け決定していた。また、130 万円超 500 万円未満の入札では、総務課長決裁で決定し、入札通知までの日程が同委員会開催時期と合う場合は、同委員会に諮り決定していた。

イ 予定価格及び最低制限価格について

予定価格は設計額と同額で設定され、最低制限価格は新潟県の算定方法に準じて設定している。

予定価格の公表は、平成 18 年 4 月から平成 23 年 5 月までは入札前であったが、平成 23 年 6 月から入札後の公表に改正された。

2 判断

以上の事実関係の確認や検証の結果、本件請求について次のとおり判断する。

(1) 入札において談合（受注調整）がなされたかについて

本件工事における入札において談合がなされた事実を確認できるかとの観点からみると、調査委員会が実施した書類に関する聴き取り調査においては、平成 18 年 4 月から平成 23 年 6 月までの間の談合について、談合を告発した 2 社が談合の事実を認めているものの、請求人が主張する 2 社以外の 12 社からは談合の事実が確認できなかった。一方、会議の録音データ 1 に関する聴き取り調査においては、談合を告発した 2 社を含む 5 社が会議に出席していたことを認めるとともに、当会議における録音内容に談合を疑わせる発言があり、その発言が談合ではないことを明解に説明する回答がなかったことを確認した。

代理人は、「個別の談合について、日時まで明らかになるというのは、本当に稀である。これだけ証拠が揃っている談合事件というのはまずない。」と主張しており、提出された請求書や証拠書類の中に、受注調整の流れについての記載や調整役とされる人物が集まった日時、場所等の一覧表が提出されている。

しかしながら、請求書や提出された証拠書類、更に調査委員会が行った聴き取り調査等、事実確認の結果から、本件工事の入札において、具体的に談合があったことを断定するに足りる直接的かつ客観的な証拠は確認できなかった。

また、入札案件 222 件の入札参加業者を調査した結果、損害賠償請求の対象とされる 12 社と、公正取引委員会へ談合に関する通知を行った 2 社を含む電話連絡網に記載された業者 23 社以内で行われた入札は 177 件となり、残り 45 件が 23 社以外の業者も参加した入札となっており、請求人が主張するような談合が成立していたかどうか疑

問が残る結果となった。

したがって、平成 18 年 4 月から平成 23 年 6 月までの間、ガス水道局発注の本支管工事指名競争入札において、談合が行われていた疑いを排除することはできないものの、談合がなされたことの認定はできなかった。

よって、請求書に記載された 222 件の工事について、具体的に談合があったと認定することは困難であると判断する。

(2) 市は損害を被ったかについて

具体的な談合の事実を立証するに足りる証拠資料がなく、談合の事実に関する確証が得られないことから、現時点では、市が損害を被ったかどうかを判断することは困難であると言わざるを得ない。

(3) 市長は違法又は不当に財産の管理（損害賠償請求）を怠っているかについて

請求人は、市長が損害賠償請求をすることを怠っていると主張しているが、違法な怠る事実があるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものであり、最高裁判所の判決において以下のように示されている。

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成 12 年（行ヒ）第 246 号同 16 年 4 月 23 日第二小法廷判決）。

地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実にあたるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである（最高裁平成 20 年（行ヒ）第 97 号同 21 年 4 月 28 日第三小法廷判決）。

ガス水道局では、落札業者との工事請負契約に際し、建設工事請負基準約款を定めており、同約款第 49 条第 1 項の規定により、談合による損害賠償について、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った措置等が確定したとき、受注者は賠償金として市に対し契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならないとしている。

本件において、ガス水道局は、談合に関する情報を得て、調査委員会を設置し、事実の確認調査に取り組み、その結果、文書類から談合の有無を判断することができないが、録音データ 1 に関する調査結果から談合の存在を疑う発言があることと、その発言が談合ではないことを明解に説明する回答がないことから、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の規定に基づき、公正取引委員会に通知することが適当であるとの結論に至り、強制捜査権を持つ公正取引委員会への通知を行った

ものである。したがって、公正取引委員会の措置等が確定していない現時点において、建設工事請負約款に基づく損害賠償請求はできないものと考えられる。

また、当該業者に対して損害賠償請求権を行使するならば、民法第 709 条の規定による方法が考えられる。その場合、具体的な事実に基づき不法行為の存在、損害発生的事实、損害額、行為者の故意・過失、及び不法行為と損害発生との相当因果関係の存在について市が自ら立証することが前提となる。しかし、市が客観的に見て不法行為を認定するに足る証拠資料の存在を確認できない中で、222 件に及ぶ案件についての損害賠償請求を行うことは、極めて困難であると言わざるを得ない。

以上のことから、現時点において市長が落札業者に対し損害賠償請求権を行使していないことが、違法若しくは不当に財産の管理を怠っているとは言えないものと判断する。

なお、請求人は、陳述において、官製談合の可能性が高いと指摘し、第三者的視点から踏み込んだ調査をしてほしいと主張している。しかし、法第 242 条第 6 項の規定に基づく請求の陳述は、請求の趣旨を補足、あるいは新たな証拠を提出することにとどまる補完的な意味を持つものであることから、当初提出された請求書及び事実を証する書面の範囲内で行われるべきものである。

したがって、官製談合に関する監査を求めることは、当初の請求の範囲を超えるものであり、陳述における主張は採用することができない。

3 結論

上記の判断のとおり、本件住民監査請求については、談合の事実を認めるに足る確たる証拠がない以上、請求対象となった工事入札において、談合があったと断定することはできない。

したがって、市が損害を被ったとは認められないことから、市長が違法若しくは不当に財産の管理を怠っているとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。